

災害時防災情報電話サービス

洪水の恐れがある際の避難情報など、災害時にお知らせする情報について、携帯電話やスマートフォンをお持ちでない方を対象に、**電話またはFAX**で配信します。

(対象の方) 携帯電話・スマートフォンをお持ちでない方

(配信内容) 災害時における避難情報、その他の防災情報

(申込場所) 防災課または各区総務課

※郵送・FAXでの申込みをご希望の場合は、防災課までお問い合わせください。



Q1 防災電話サービスに登録できるのはどのような人ですか

A1 市内にお住まいの、携帯電話・スマートフォンをお持ちでなく、防災行政無線メール等の利用ができない方が対象です。単に機器操作に不慣れであることを理由としたお申し込みはできません。

Q2 携帯電話を持っている場合は登録できないのですか

A3 携帯電話を持っている場合でも、特別な事情によりメール等の利用が出来ない方については対象となります。(例として、視覚障害のある方が電話機能に限って携帯電話を利用している場合、認知症を患っている方でGPS機能や簡易な電話機能に限って携帯電話を利用しておりメール等の操作が困難な方など)

Q3 FAXで受け取ることもできますか

A3 聴覚障害のある方を対象に、FAXで配信することができます。ただし、電話・FAX両方での登録はできません。

Q4 災害時防災情報電話サービスではどのような情報が配信されますか

A4 風水害時における避難情報など、災害時に緊急にお知らせする以下の情報です。平常時における防災行政無線の放送内容(行方不明人捜索依頼放送など)は配信されません。

- ・避難情報(高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保)
- ・避難所の開設又は閉鎖に関する情報
- ・J-Alertによる配信情報(緊急地震速報や国民保護情報を除く)
- ・その他災害時に周知が必要な情報

Q5 電話はどのようにかかってきますか

A5 電話は45秒間呼び出します。電話に出ると、コンピュータの合成音声により情報が流れます。

Q6 電話を取り損ねた場合、配信された情報を聞くことはできますか

A6 専用の電話番号に電話をかけていただくことで、配信された音声を聞くことができます。ただし、この際に要した通信料は登録者の負担となります。

【お問い合わせ】 総務局危機管理部防災課 TEL:829-1127 FAX:829-1978